

大学院芸術学研究科における学位（修士）論文等審査基準

（令和7年4月3日 改正）

【趣旨】

日本大学大学院芸術学研究科（以下本研究科という）における学位（修士）論文及び修士制作・作品（特定の課題についての研究成果）の取扱いについては、日本大学学則及び日本大学学位規程に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

【審査基準】

1. 修士論文

修士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ独自の研究成果からなり、芸術分野における幅広い知識と高度な理論の習得を示す新発見・新知見を有し、かつ研究成果の国際的な発信に向けた対応がなされていなければならない。

論文審査にあたっては、以下の審査基準を考慮しながら検討し、総合的に審査を行う。

（1）研究の課題設定

論文の研究テーマが明確に示され、学術的あるいは社会的な価値を見出せるか。

（2）先行研究の理解と提示

研究テーマの探求に際して利用した資料や文献が適切に提示され、精確な読解や的確な評価が行われているか。また、精査されたもので、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。

（3）研究方法の妥当性

研究テーマ探求のために採用された、理論、制作、創作、調査あるいは資料収集などの研究方法是適切か。

（4）論証方法や結論の妥当性と意義

問題設定から結論にいたる論述が、実証的かつ論理的に・客観的に展開されているか。また、導き出された論旨・結論が、芸術分野において新規性を有する学術的貢献や有用性のある社会貢献となっているか。

（5）論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。学位論文としての体裁は整っているか。当該年度に提示される「修士論文・作品・制作作成規定」に定められる内容に沿っているか。文献等は正しく引用され、図表等の引用元は明らかにされているか。

（6）専攻（分野）別特記基準

- ・ 文芸学専攻 特記基準なし
- ・ 映像芸術専攻 特記基準なし
- ・ 造形芸術専攻 特記基準なし
- ・ 音楽芸術専攻 特記基準なし
- ・ 舞台芸術専攻 特記基準なし

2. 修士作品・制作（創作・演奏含む）

修士作品・制作は学位申請者が主たる創作者として取り組んだ独自の研究成果からなり、芸術

分野における高度な表現力と想像力の習得を示す独創性、芸術性を有し、かつ研究成果の国際的な発信に向けた対応がなされていなければならない。

作品・制作審査にあたっては、作品と副論文（審査基準は修士論文に準ずる）を以下の審査項目を考慮しながら検討し、総合的に審査を行う。

（１）作品・制作の課題設定

作品のテーマ設定が明確に示され、技術的、芸術的、あるいは社会的な意義、芸術表現者としての資質、将来性を有すると認められるか。

（２）先行作品・先行研究の理解と活用

作品制作に際して参考となる先行作品・先行研究の調査が的確に行われているか。また、これらから得た知見が作品制作に適切に（客観的かつ論理的に）活用されているか。

（３）作品の制作方法と技術力

課題設定に対し、制作方法は妥当であるか。また、制作において、技術的課題は克服できているか。また、当該年度に提示される「修士論文・作品・制作作成規定」に定められる作品・制作の作成に関する内容に沿っているか。

（４）作品の表現力と意義

作品は、課題設定に応える十分な表現となっているか。また、芸術分野において独創性・将来性を有する芸術的貢献や有用性のある社会貢献となっているか。

（５）副論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。論文としての体裁は整っているか。当該年度に提示される「修士論文・作品・制作作成規定」に定められる内容に沿っているか。文献等は正しく引用され、図表等の引用元は明らかにされているか。

（６）専攻（分野）別特記基準

- ・ 文芸学専攻 特記基準なし
- ・ 映像芸術専攻 特記基準なし
- ・ 造形芸術専攻 副論文は自身の作品や方法論について論ずることも可とする
- ・ 音楽芸術専攻 特記基準なし
- ・ 舞台芸術専攻 特記基準なし

【審査体制】

審査委員は主指導教授を含む２名以上とする（主委員１名、副委員１名以上）

- ・ 主委員は大学院前期課程指導教授とする
- ・ 副委員は大学院を担当する全ての教員を対象とする

【審査方法】

審査委員は、提出された修士論文または修士作品・制作（創作・演奏含む）を審査し、口述試験を含む最終試験を行う。可否判定は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。